

平成30年度資金管理計画

平成30年3月

杉並区会計管理室会計課

平成 30 年度資金管理計画

杉並区資金管理方針に基づき、平成 30 年度資金管理計画を次のとおり定めます。

なお、本計画が対象とする資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金とします。

1 金利動向と運用の基本方針

平成 29 年度を振り返ると、平成 28 年 2 月に始められたマイナス金利政策が浸透し、金融機関の預金金利が一段の低下をみたため、資金運用環境はさらに悪化しました。金融機関経営は、貸出金利の低下にともなう利ザヤの縮小によりじりじりと悪化を続け、特に年度後半以降は、中小金融機関を中心に経営悪化を伝える報道が増加しました。また大手の金融機関では、余剰資金の運用難から、大口の定期預金の受け入れに難色を示す傾向が強まったため、預金による運用の余地が狭まりました。

一方債券市場では、マイナス金利導入にともなう混乱が一段落するとともに、秋以降は金利も小幅ながら反発する局面があり、購入に適する債券が復活傾向を示しました。

区としては、マイナス金利導入後の平成 28 年度には、債券市場の混乱に対応して預金優先の運用を実施していましたが、以上のような状況を踏まえ、預金優先の運用を見直し、若干債券運用のウェイトを高める方向でポートフォリオを再構築することとし、平成 29 年度後半から預金の満期分を債券に振り替えるなど柔軟な運用に努めました。

平成 30 年度についても、金融緩和政策が維持される可能性が高いため、厳しい資金運用環境が続くと見られます。とりわけ預金運用については、金融機関収益の悪化による経営面への懸念や、大手行が預金受け入れを絞る傾向を踏まえ、平成 29 年度以上に難しくなるものと見込まれます。

区としては、平成 29 年度後半以降の経験を踏まえ、当面債券運用のウェイトを高める方向で運用を図ることとしますが、市場環境や金融機関の経営状況を丁寧に観測しつつ、変化に応じた弾力的な資金運用に努めることとします。

2 資金管理計画策定の考え方

平成 30 年度は、区立施設の再編整備や待機児童対策など様々な行政需要に対応すべく資金需要が一層強まることが予想されるため、支払準備金が極端

に減少する局面が発生することが考えられます。こうした状況に対応するため、日々の歳計現金の状況をこれまで以上にしっかり把握し、支払い準備のための流動性対策に万全を期する必要があります。

杉並区の歳計現金等については、地方自治法施行令により指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければなりません。特に基金については、地方自治法により確実かつ効率的に運用することが求められますが、平成30年度も金利全体が極めて低い水準で推移する可能性が高いことから、運用収益については平成29年度をさらに下回る低水準となる見込みです。

資金管理においては、資金需要の高まりに応えるため、引き続き「流動性（現金化の容易度）」を第一に据えるとともに、金融機関や債券の発行体の経営状況に留意することで「安全性（元本の保全）」を確保しつつ、そうした条件の下で、「効率性（収益の向上）」についても、その追求に努めることとします。

3 歳計現金等（歳計現金、歳入歳出外現金、運用基金を含む）

（1）資金収支の見通し

平成30年度の歳計現金等の収支状況は、例年のとおり特別区民税や国民健康保険料を収納する時期の関係で、4月から6月ごろにかけて季節的に支払準備金が不足しがちになるほか、年間を通じ、資金需要の高まりによる一時的な収支バランスの悪化が見込まれますので、日々の資金収支の見通しを精緻なものとする必要があります。

（2）資金運用計画

- ① 支払準備金は、流動性預金で保管します。
- ② 余裕資金については、金利動向を考慮しながら、できる限り定期性預金や譲渡性預金を中心に保管することとします。

日々の支払のための支払準備金については、指定金融機関の普通預金等の流動性預金で保管します。平成30年度においても、引き続き収支見込み額を精査し、必要な支払準備金額の確保に努めつつ、支払準備金を上回る余裕資金については、安全かつ効率的な運用を図るため、定期性預金等で保管します。

なお、定期性預金等については、金利動向、資金需要、当該金融機関の経営状況等を考慮しながら預け入れ期間の決定を行うこととします。

4 基金（積立基金）

（1）基金残高の見込み

平成 29 年度末の積立基金残高予想は約 516 億円ですが、平成 30 年度については、財政調整基金の 24 億円や施設整備基金 18 億円など、基金の取崩し額が予定されているため、繰越金等の積み立てを考慮しない場合には、平成 30 年度末の基金残高は約 484 億円程度と見込んでいます。

（2）資金運用計画

① 債券による運用については、施設再編整備計画など区の重要施策推進の財源とすべく、また、当面の強い資金需要に備えるため、5 年のラダー型ポートフォリオを維持し、年度ごとの償還金の平準化を図ることを基本としますが、市場環境の変化に対しては、柔軟に対応することを心がけます。

② 預金による運用については、分散運用を基本とし、一金融機関あたりの預金限度枠を設けることとした上で、定期性預金等を中心に運用することとします。

また、資金需要の時期を考慮した満期を設定して手元流動性を確保するとともに、複数の金融機関を対象とする金利の引き合いを原則として運用収益を追求します。

さらに、マイナス金利の影響にともなう金融機関の収益悪化に注意を払うとともに、主要な取引銀行が定期預金の受け入れに難色を示した場合は、普通預金での待機や他の受け入れ可能な金融機関の検討等によって対応します。

③ 全体の運用額に占める債券と預金の比率は、平成 29 年度と同様に概ね 5 対 5 を基本としますが、当該運用比率は年度を通じて固定するものではなく、当面は、前述のような基本方針の下で、やや債権比率を引き上げるなど、弾力的な取り扱いを行うものとします。

5 債券及び預金の選択基準

（1）債券の選択基準

運用商品は、公共債を中心に安全性の高い債券を対象とします。公共債以外の債券を購入する場合は、元本保全の観点から信用力が高く、債務履行の確実性が高いと判断される債券とします。信用力、債務履行の判断については、金融庁に信用格付業者登録をしている格付け機関の格付けにお

いてA格以上、同一銘柄に対する格付評価が分かれる場合は、その中で比較して最低の格付がA格以上のものとします。

また、国が所有または経営する企業が発行する債券については、前記の基準を満たし、かつ、国が発行株式を保有していることを判断基準とします。

(2) 預金の選択基準

預金の預け入れ先となる金融機関の選択にあたっては、格付けや自己資本比率、不良債権比率などの経営指標の状況等に基づき経営状況を分析することとします。また、必ずしもこれまでの取引状況にこだわらず、区内での事業展開の状況など地域への貢献度等も勘案し、新規開拓を検討することとします。

預け入れ先を決定した場合には、預け入れ先金融機関に対して定期的にディスクロージャーを求めていきます。

また、金融機関の経営状況の分析については、株価や総資金利ザヤを監視指標に位置づけ、その動向把握に努めるとともに、企業の信用力を評価する格付けについてもその動向に注目し、経営状況の悪化を示す兆候がみられた場合には、随時、当該金融機関から経営状況の報告を求めます。

以上